

第6章 資料編

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年法律第二十九号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべ

きこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関

する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

- 第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
 - 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

- 第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

2 パブリックコメントの実施

(1) 目的

海老名市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の御意見をお聞きするため、計画の骨子案に対しパブリックコメントを実施しました。

(2) 閲覧方法

- ① 海老名市役所 2 階福祉政策課窓口にて閲覧
- ② 海老名市役所 1 階情報公開コーナーにて公開
- ③ 海老名市ホームページにて公開

(3) 意見募集期間

令和 3 年 1 2 月 1 日（水）から令和 4 年 1 月 4 日（火）まで

(4) 意見送付方法

任意の書式で郵送又は持参により受付。市ホームページからは福祉政策課の「お問い合わせフォーム」から応募可能

(5) 意見の提出件数

1 件（持参 1 件）

3 関係機関からの意見聴取

(1) 目的

海老名市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり、高齢者又は障がい者の支援を行う関係機関及び利用者団体の御意見をお聞きするため、各関係機関及び団体に計画の概要を説明し、骨子案に対しての意見聴取を行いました。

(2) 意見聴取を行った関係機関、団体等

① 高齢者関係

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、デイサービス事業所

② 障がい者関係

相談支援事業所、利用者団体

③ その他関係機関

民生委員児童委員協議会、市民後見人

(3) 意見の件数

6件（高齢者関係 3件、障がい者関係 3件）

4 海老名市成年後見利用促進基本計画策定委員会

(1) 委員名簿

役職	氏名	職名等	区分
委員長	佐賀 悦子	弁護士	学識経験者（権利擁護）
副委員長	安藤 浩己	社会福祉団体役員	学識経験者（社会福祉）
委員	角田 勝政	弁護士	学識経験者（権利擁護）
	篠原 康史	司法書士	学識経験者（権利擁護）
	高木 信	行政書士	学識経験者（権利擁護）
	辻 智允	社会福祉士	学識経験者（権利擁護）
	金指 芳子	市職員	関係行政機関職員
	森川 浩次	市職員	関係行政機関職員

(2) 計画の策定経過

日 程		活動内容	検討内容等
令和2年 (2020年)		委員会準備	○委員選出手続 ○基本計画策定スケジュールの確認
令和3年 (2021年)	6月28日	第1回委員会	○基本計画概要の確認 ○第1章「計画策定の趣旨」について ○第2章「本市の状況と課題の整理」について
	8月25日	第2回委員会	○第3章「計画の基本目標・施策概要」について ○第4章「施策における具体的な取組」について
	10月27日	第3回委員会	○第5章「評価及び進行管理」について ○全体の内容確認
	11月	関係機関への 意見聴取実施	
	12月1日 から	パブリック コメントの実施	○広報えびなでパブリックコメントの実施を周知 ○ホームページで計画案を公開
	令和4年 (2022年)	1月4日	
	1月21日	第4回委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○計画の最終案を協議
	3月	議会議案提出	
	4月	計画施行	

5 用語解説

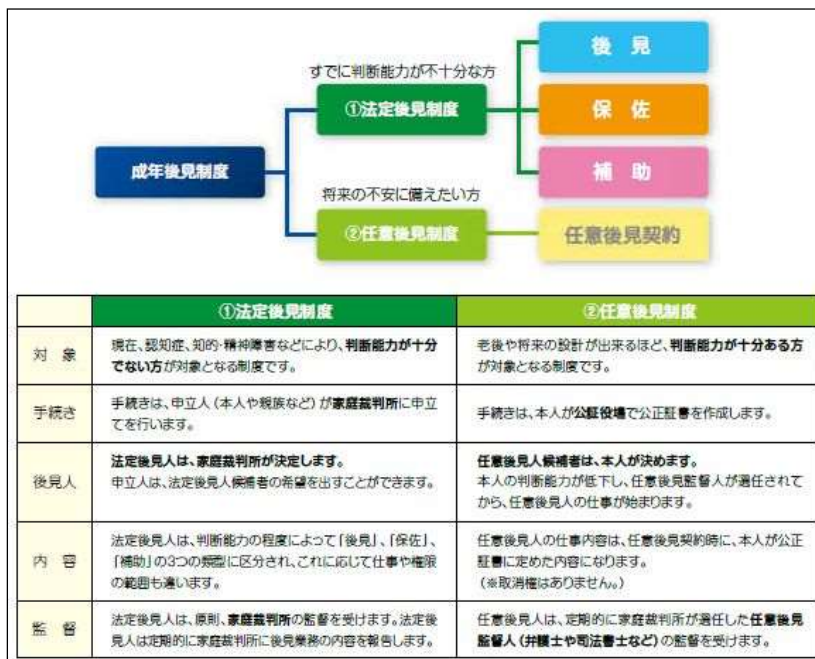
○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。		



（最高裁判所パンフレット「成年後見制度の概要」から抜粋）

○後見

認知症，知的障害，精神障害などによって，判断する能力が欠けているのが通常の状態の方について，申立てによって，家庭裁判所が「後見開始の審判」をして，本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。

成年後見人は，後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり，本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つため，後見人は，本人の財産全体をきちんと管理して，本人が日常生活に困らないように十分に配慮していかなければなりません。

○保佐

認知症，知的障害，精神障害などによって，一人で判断する能力が著しく不十分な方について，申立てによって，家庭裁判所が「保佐開始の審判」をして，本人を援助する人として保佐人を選任する制度です。

保佐人は，保佐開始の審判を受けた本人が一定の重要な行為をしようとすることに同意したり，本人が保佐人の同意を得ないで既にしてしまった行為を取り消したりすることを通じて，本人が日常生活に困らないよう配慮します。なお，保佐人は，予め本人が望んだ一定のことがらについて，代理権を与えたとの家庭裁判所の審判によって，本人に代わって契約を結んだりする権限を持つこともできます。

○補助

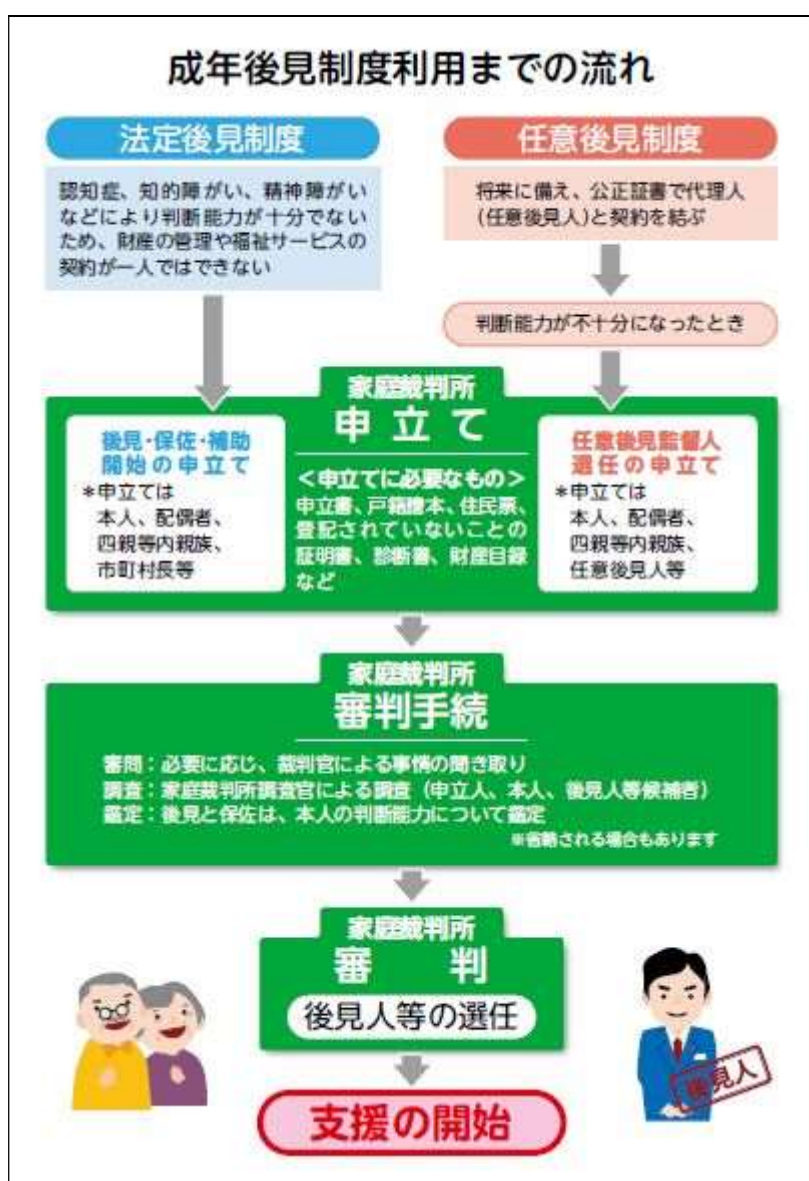
認知症，知的障害，精神障害などによって，一人で判断する能力が不十分な方について，申立てによって，家庭裁判所が「補助開始の審判」をして，本人を援助する人として補助人を選任する制度です。

補助人は，補助開始の審判を受けた本人が望む一定のことがらについて，同意したり，取り消したり，代理することを通じて，本人が日常生活に困らないよう配慮します。そのため，補助の制度を利用する場合，その申立てと一緒に，予め，同意したり代理したりできることがらの範囲を定めるための申立てをする必要があります。

○任意後見

ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合にそなえて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

なお、契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人選任の審判」をしたときからその効力が生じます。



成年後見制度利用までの流れ（神奈川県作成パンフレットより抜粋）

○市民後見人

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による後見人であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担います。主な業務は、判断能力が十分でない方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、後見人としての活動が始まります。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

○日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金や預金通帳など大切な書類の管理などの支援を行います。

出典：

厚生労働省ホームページ「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

厚生労働省【成年後見制度利用促進ポータルサイト】

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

神奈川県ホームページ「成年後見制度について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/seinenkouken/seinenkouken.html>

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

<http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/dantai.html>